

移住支援金100万円 世帯の場合

(単身の場合は60万円)

東京圏から**長崎県に移住**し、
就職または創業等された方を対象に、
移住支援事業を実施しています。
ぜひ、ご活用ください。

18歳未満は一人あたり
30万円の加算あり
市町によって異なります

関係人口等
にも対象者を
拡大!

移住支援金の給付対象者

東京23区(在住者又は通勤者)から長崎県内へ移住し、長崎県が運営する県内就職応援サイト「ジョブナビ長崎」に支援対象求人として掲載された求人に応募し就職した方、又は創業支援金の交付決定を受けた方など、移住支援金の要件を満たす方に、移住先の市町から移住支援金を給付します。

<支給対象者の範囲を大幅拡充!>

令和3年2月26日から、関係人口(移住前に移住先の地域との深い関わりがあった方)やテレワーカー、専門人材等も支給対象者となりました。

長崎県に
移住します!



詳しい支給要件等は裏面及びこちらをご確認ください。



創業支援金

更に、長崎県内で創業される方には、最大200万円が追加で支給されます!

◆創業される方への支援

最大200万円を補助 補助率1/2

- ✓ 長崎県内での創業・事業承継予定者
- ✓ 地域への波及効果が期待される事業、地域課題の解決に資する事業などの社会的事業



各事業の内容
はこちら
「長崎県地域産業
雇用創出チャレン
ジ支援事業HP」



【お問合せ先】

長崎県地域振興部地域づくり推進課
(Uターン・関係人口班)

電話:095-895-2242 FAX:095-895-2559

メール:challenge@pref.nagasaki.lg.jp

移住支援金の概要

給付額

1世帯あたり100万円(単身の場合は60万円)

18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、一人につき最大30万円を加算(市町によって取扱いが異なる場合があります)

東京23区外の東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学していた場合の通学期間も、対象期間として参入可能

例:東京23区内の大学に4年間通学、企業に1年間通勤
通算5年間の通勤

給付対象者・給付要件

1. 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は通勤をしていた方
2. 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は通勤をしていた方

上記1及び2に該当する方で、長崎県内(時津町を除く)に移住し、かつ、次の から のいずれかに該当する方

(就業の場合)

長崎県が運営する県内就職応援サイト「ジョブなび長崎」に支援対象求人として掲載された求人に応募し、就職した方
内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的マッチング事業を利用して長崎県内の企業に就業した方

(創業の場合)

創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けられた方
例年4～5月に公募し7月頃に交付決定(採択状況によって追加公募あり)

(テレワークの場合)

所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う方



仕事はそのまま長崎県へのUターンが可能に！！

(関係人口の場合)

長崎県内の各市町が設定している「関係人口の対象範囲」の要件に該当する方

「移住前に移住先の地域との深い関わりがあった方(関係人口)」として、県内市町が設定した要件を満たす方についても、移住支援金が受けられます。

【関係人口の要件の例】

- ◆ 移住先市町の出身者
 - ◆ 移住先市町に居住したことがある方
 - ◆ 移住先市町に所在する学校に通学したことがある方
 - ◆ 移住先市町に所在する事業所に勤務したことがある方
 - ◆ 長崎県や移住先市町の移住相談窓口に移住に関する相談をされたことがある方
 - ◆ 移住先市町に、過去 年以内に 回以上のふるさと納税を行っている方
 - ◆ 移住先市町に所在する学校、事業者及び住民団体などの活動に関わり、地域課題解決・地域活性化に取り組んだことがある方
 - ◆ 「ながさき移住倶楽部」または移住先市町のサポーター制度に 年以上登録しており、過去 年以内に 回以上移住先市町に来訪したことがある方
 - ◆ 移住先市町が実施する移住・関係人口等のイベントに 回以上参加したことがある方 など
- 要件は市町によって異なります。詳しくは、移住先市町の移住相談窓口にお問合せください。

県内市町が設定した
関係人口の要件一覧

